

とやま地域共生型福祉推進特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」を究極の目標とする。

具体的には、障害者の雇用の場が拡大することにより、障害者が生き生きと自立した生活を送るとともに、障害者・高齢者の居場所（住まいを含む）が身近な地域に確保されている社会の実現を目指すこととし、あわせて、障害者と高齢者、乳幼児・子ども、健常者との交流が進む中で、相互に人格を尊重する社会の実現を目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

＜障害者・高齢者等の身近な地域での居場所確保＞

地域に密着した多様な福祉サービスが展開され、障害者や高齢者等が住み慣れた身近な地域で生活を継続することができる環境を整備する必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 障害者・高齢者等の身近な地域での居場所確保

i) 障害者の雇用・就労の促進

デイサービスにおける有償ボランティアとしての就労を評価することなどにより障害者の雇用・就労に対する選択肢の充実を図り、障害者の多様な働き方を生み出すことにより、一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労の場の確保を図るとともに、一般就労へ結びつける環境づくりを図る。

ii) 障害者・高齢者等の地域生活の支援の促進

通所介護事業所のサービスを充実することにより、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多様な福祉サービスの提供を図る。

iii) 障害者・高齢者の住まいの確保

認知症高齢者と障害者が共生できる福祉サービスに係る環境整備を行い、住み慣れた地域での障害者や高齢者の住まいの確保を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。